

令和3年度第3回  
札幌市景観審議会

会 議 録

日 時：2021年10月29日（金）午前10時開会  
場 所：カナモトホール 2階 第1会議室、第3会議室

## ■ 目 次 ■

1. 開	会 .....	- 2 -
2. 議	事 .....	- 3 -
3. 閉	会 .....	- 31 -

## 1. 開 会

○事務局（地域計画課長） 定刻となりました。

本日は、大変お忙しいところをご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいま、委員14名中、12名の方がおそろいでございます。札幌市景観条例施行規則第25条第3項の規定により、審議会成立の定足数を満たしておりますので、ただいまから令和3年度第3回札幌市景観審議会を開催させていただきます。

私は、事務局を担当しております札幌市まちづくり政策局都市計画部地域計画課長の上田でございます。審議に入るまでの進行役を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日も、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、リモートにて開催させていただいております。

委員の皆様におかれましては、リモートでのご出席にご協力いただき、誠にありがとうございます。

現在、当会場には、私ども事務局と傍聴者の皆様、別室に欠委員、皆川委員、山本委員がおそろいでございます。会場内では、審議中に換気を行い、各座席を離すなど、感染症対策を行っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日、早川委員、吉田委員におかれましては、欠席する旨のご連絡が入っております。

ここで、審議中において、各委員にあらかじめご留意していただきたいことを2点ほどお知らせさせていただきます。

質疑の際、リモート参加の皆様におかれましては、挙手の代わりに挙手ボタンで小澤会長に合図していただきますよう、ご協力をお願いいたします。会場参加の皆様は、挙手をいただければ、事務局のほうで挙手ボタンにより合図させていただきます。

また、カメラについてですが、カメラは常にオンにいただき、皆様の顔が見える状況で進めさせていただきたいと思っております。マイクにつきましては、雑音が入ることがございますので、基本的にオフ、ミュートにいただき、発言のときのみオンにいただきますようご協力をお願いいたします。

途中で聞き取れない部分などございましたら、お手数ですが、その旨をお知らせください。

電波の状況により、ご発言ごとに間を開けていただくなど、ご協力いただく場面もあるかと思いますが、何とぞよろしくお願いいたします。

なお、本会議は、会議録作成のため、Zoomの録画機能を使用して記録しております。ご了承くださいますようお願いいたします。

続きまして、お手元の資料を確認させていただきます。

配付資料1の会議次第、配付資料2の座席表、配付資料3の札幌市景観審議会委員名簿、議事資料1のモエレ沼公園・サッポロさとらんど周辺地区景観まちづくり指針（案）、このほか、参考資料といたしまして、モエレ沼公園・サッポロさとらんど地区景観まちづく

り指針の策定についてというA4のとじたものが1部、それから、追加資料でお送りさせていただきました資料が四つ、札幌景観資産の指定について、景観資源の保全・活用に関する制度について、景観資源の指定・登録の流れについて、それから、景観資源マップ、以上でございますが、不足のものなどございませんでしょうか。

それでは、審議に移ります。

この後の場内の録音、録画、写真撮影はご遠慮いただきますよう、よろしくお願いいたします。以後の進行につきましては、小澤会長にお願いいたします。

小澤会長、どうぞよろしくお願いいたします。

## 2. 議 事

○小澤会長 会長の小澤でございます。皆様、おはようございます。

本日も、2時間にわたりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、議事事項が1件でございます。まず最初に、事務局より20分程度ご説明いただいてから審議に入りたいと思います。

その後、本日の審議会最後になりますが、次第にはございませんが、先週の第2回景観審議会で宿題となっていた内容がございますので、事務局より報告があると聞いております。

それでは、円滑な議事進行に努めてまいりたいと思いますので、皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

議事事項1のモエレ沼公園・サッポロさとらんど周辺地区景観まちづくり指針（案）についてでございます。これは、景観まちづくり指針策定に当たっての意見聴取になりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 景観まちづくり担当係長林が説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

指針の本書に入る前に、A4判の参考資料をご覧ください。こちらのほうで、指針策定的前提や全体の概要を説明させていただきます。

まず、「はじめに」というところですが、今回の審議会は、景観条例第42条6の3項に基づきまして、指針策定に関する意見聴取を行うということを目的としております。

指針策定の目的は、後ほど指針の本書の中で詳しく説明いたしますが、7月の審議会でもご説明しましたとおり、当地区の魅力の向上のため、土地利用方法を見直すのと連携する形で、地域特性を踏まえた景観形成基準などを定めていくものになっております。

また、2番目に示している指針策定的前提ですが、今回は、別途、都市計画部で定めるモエレ沼公園・サッポロさとらんど周辺地区利便向上施設認定要綱というものがございまして、そちらに基づく土地利用の見直しを前提とした上で、地区の特性を踏まえた建築物が誘導されることを意識しまして、指針として基準などを定めていくことになっておりま

す。

ここで、土地利用の見直しについて補足説明をさせていただきたいと思います。

まず、7月に行わせていただいた事前説明では、土地利用の見直しということで、私の説明も悪かったため、土地利用が緩和される、広く何でも建てていけるようになる印象を与えてしまったと思っております。正確には、モエレ沼公園のような観光地においては、利便施設を建ててもよいという開発許可基準が既にございまして、今回は、それに景観も含めた幾つかの要件を追加していくものであるということです。

つまり、既にある現行の基準をより幅を狭めて、厳しくしていく方向での見直しであると私どもとしては考えているということを改めてお伝えいたします。

7月のときには、その辺の説明が足りておらず、大変申し訳ございませんでした。

また、認定要綱については、来訪者の利便性を高めていくために立地を許容する施設の取扱いを定め、このことにより拠点としての機能や魅力の向上を目的としている、そのこと自体は7月にご説明したことと変わりございません。

ただ、要綱の内容は、手続の関係上、今日はまだ全部をお見せできないのですが、定めているものは、お配りしている参考資料に記載している土地利用の見直しの内容です。

2階建て以下、延べ面積500平米以下の飲食店、物品販売店及び附属事務所を要件とするということです。そのほか、魅力や機能向上に資する施設として、例えば、美術館やスポーツジムが考えられます。

見直しをする範囲は、今回の景観まちづくり指針にも含まれております札幌当別線、雁来篠路連絡線及び福移沼端線の沿道を予定しております。

このほか、今日はお見せできないのですけれども、要綱には、土地の雨水処理や冬の除排雪など、建築を行うに当たって関連する対策が必要なことや、その他配慮すべきことを定めているもの、それが認定要綱と呼ばせていただいているものになります。

要綱自体は、他都市の事例や調整区域の開発許可を所管している札幌市の市街地整備部という部署があるのですが、そちらと協議して策定しまして、後ほどご説明します開発審査会という別の附属機関の審議を経た上で、最終的には都市計画部が定めるものになっております。

補足が長くなってしまいましたが、認定要綱の位置づけとしては、このようになっております。

続きまして、資料の3番目、指針の構成・特徴につきまして概括させていただきます。

今回の指針では、景観条例に基づきまして、景観形成の目標、方針、地区、基準及び届出対象行為を定めることとしております。7月の事前説明のときには、意見としまして、景観ルールを設ける目的の明確化や、地区の特性を踏まえるともう少し基準を強化していく必要があるのではないかとのご指摘を多くいただいたと認識しております。

そこで、今回、それらのご指摘を踏まえまして、景観形成基準については、さきにお話しした認定要綱による認定を受けて建てられる建物とそれ以外の建築物を対象とした基準

の2種類の基準を定めることとしております。

認定を受けて建てられる新しい建物につきましては、この後にご説明します景観形成の方針を具現化し、地区にふさわしい建物の立地を促していくため、形態意匠の制限、高さの制限、壁面後退の制限などについて、できるだけ定量的に定めるとともに、設計者の創意工夫を引き出すような表現を心がけて、できるだけ誘導していただけるような基準になるよう配慮したつもりでございます。

最後に、地域協議について説明させていただきます。

今回の土地利用の見直しの内容と景観まちづくり指針の案について、地区内の土地建物の所有者に書面でお知らせしまして、10月5日と6日に希望者を対象とした説明会を開催しております。

100名強に案内を出しまして、4組の方から予約申込みをいただきました。寄せられた意見や質問としましては、土地利用に関する質問とか、景観のほうでいきますと、指針ができると塀の撤去をしなければならないのか、移管の維持とあるけれども、草刈りはやらなければいけないのか、義務化されるのかといった質問があり、意見交換をさせていただいたところです。

皆さんからは、少しでも土地利用ができるようになって、周辺がきれいになっていけばよいねというようなご意見をいただいております。

以上が今回の指針策定の前提と概要です。

それでは、指針の本書、議事資料1の景観まちづくり指針（案）をご覧くださいませでしょうか。

1ページ目の背景と目的から説明をしていきます。

まず、背景としましては、7月にも説明しておりますので繰り返しになりますが、サッポロさとらんど周辺地区は、札幌市まちづくり戦略ビジョンで高次機能交流拠点に定められておまして、市民や来訪者の創造性を刺激する多様な活動の拠点としての機能、魅力の向上を推進していく地区と位置づけられております。

それを踏まえまして、第2次都市計画マスタープラン、平成30年度に定めた市街化調整区域の保全と活用の方針では、調整区域ということで、自然環境や優良な農地の保全を引き続き前提としていながら、一部、土地利用規制を限定的に見直すことで利便性を高めていくということをうたっておまして、先ほどご説明しました認定要綱ですが、令和4年の初旬には運用開始をしていきたい、それによって飲食店、物販店の建築要件、規模を定めていきたいと考えております。

一方、景観のほうでは、モエレ沼公園とさとらんどをつなぐ動線上、沿道ですが、こちらの建築物の建築に関する基準の強化など、景観向上に向けた取組をすることとしております。

これらの背景を踏まえまして、この指針では、当地区で建築行為を行う際における届出対象行為や基準を定め、地区にふさわしい良好な景観を形成していくことを目的にしてお

ります。

続きまして、位置・対象区域について、後ろのほうについている別図1をご覧ください。

別図1では、まず、沿道の景観に着目して改善していきたいということもございまして、考え方としましては、図の赤色で示されている3路線を景観誘導区域として定めております。後ほどご説明します届出対象行為の対象エリアがこの景観誘導区域になっております。

それから、景観誘導区域を取り囲む形で、周辺の景観まちづくり推進区域として、図中の薄い茶色で示した点線で囲うような形にしております。

景観まちづくり推進区域につきましては、7月の審議会のご意見を踏まえ、モエレ沼公園周辺の河川用地も全て含む形に変更してございまして、その方向で河川事務所とも協議済みです。こちらが今回の指針の対象区域となります。

続きまして、指針の1ページ目に戻りまして、ここでは景観特性を少し整理しております。

この地区は、地区全体が都市計画法に基づく市街化調整区域に指定されており、起伏の少ない平坦な土地、高い空、豊かな緑などによって、開放感にあふれる空間が広がっております。地区内には、彫刻家のイサム・ノグチ氏がグランドデザインを手がけて、札幌景観資産にも指定されております。これはまだ策定していませんのですけれども、最終的には指定されているモエレ沼公園と田園空間の中で農業や自然と親しむことができるサッポロさとらんどがあり、市の内外から毎年数十万人が訪れるなど、札幌の「顔」として位置づけられる地区であるということをおたっております。

少し補足をさせていただきますと、この「顔」というのは、札幌市景観計画で、札幌の「顔」をつくり、磨くということを基本姿勢に掲げてございまして、景観計画では、札幌駅とか大通公園、それから、郊外の魅力ある観光施設を「顔」となる場所として挙げております。このようなことも踏まえまして、今回、指針でこの地区を札幌の「顔」として位置づける形にしております。

こういうすばらしい状況がある中で、一方、両施設を結ぶ沿道には、ごみが散乱しておりましたり、一部、老朽化した工作物が点在している状況もございまして、保全活用方針を示しておるのですが、一部、良好な景観を損なうような状況も見受けられるため、札幌の「顔」にふさわしい景観を形成していくため、これらの改善が必要であるということをお課題として示させていただきました。

2ページ目に移ります。

こちらには、景観形成の目標・方針といたしまして、札幌の「顔」にふさわしい魅力的な景観を形成していくことを目標とし、そのための方針として、高く広がる空や緑との調和を大切にする、また美観の維持を大切にする、この2点を方針として定めたいと考えております。

1点目につきましては、建築行為を行う場合は、当地区の特性を踏まえまして、高い空とか豊かな緑による開放的な空間を尊重して、建築物や工作物がそれらと調和し、さらに

は引き立て合うような、そういった景観にしていきたいということでこの方針にしております。

すぐには変わっていかないと思うのですが、長い目で見て、周辺の自然と人工の建築がつながっていくような、建築によって土地の個性がより伸びていくような、そのような気持ちでつくっているものになります。

2点目は、美観の維持です。こちらは読んで字のごとくになりますが、建築物、工作物の維持補修とか、それぞれの敷地周辺の定期的な清掃を行っていただき、美観が維持された景観を地域で目指していきたいという方針になります。

これらのことを地域の方と共有して、行政もできることに取り組んでいくことで、来訪者にとっても生活する人にとっても居心地のよい、高次機能交流拠点にふさわしい景観形成を目指していきたいと考えております。

続いて、指定路線と視点場を説明いたします。

こちらも、7月の審議会での意見を受けまして、視点場設定は必要でしょうということを押まえて設定したものになっております。

まず一つ目は、先ほどから繰り返し申し上げておりますが、両施設を結ぶ沿道の景観に着目しまして、景観まちづくり推進区域の中の主要道路を指定路線として位置づける形にしております。これに幅を持たせたものが景観誘導区域という形になっております。

また、視点場としましては、推進区域内を見渡すことができるモエレ山の頂上を視点場として定めており、これら指定路線と視点場について基準の中で特段の配慮を求めていくつくりにしております。

続きまして、3ページ目の取組ですが、ここからは景観形成基準についてご説明いたします。

基準は、見ていただいたとおり、左側と右側に分けておりまして、左側は、冒頭で少し触れました認定要綱の認定を受けて、今後、建てられていく建物に関する基準、右側がそれ以外の全ての行為に関する基準ということで、認定を受けるかどうかで強弱をつける形にしております。

ここで、お配りしました参考資料の2ページ目についている緑色のA4判横の資料で、認定要綱と今回の指針の関係を少し補足させていただきます。

まず、市街化調整区域での建築ということで、開発・建築行為は原則制限されておりますが、一部、条件を満たしたときには建てられるものもあります。例えば、農家用住宅とか市街化調整区域に居住している者の日常利便施設は、一定の基準を満たした場合に建築が可能となっております。

さらには、開発審査会という附属機関の議を経て許可し得る開発、建築もございまして、それ以外に該当しないものが対象になってくるのですが、これらも、一定の基準を満たした場合には、開発審査会の議を経て許可し得るものと法律ではなっております。

今回は、開発審査会の議を経て先ほどの認定要綱の策定する予定になっておりまして、

これにより、冒頭に説明したような飲食店や物販店の立地に関する基準を設ける予定となっております。

一番下の項目には、開発、建築の認定要綱と景観まちづくり指針の関係性を表にしております。

まず、市街化調整区域で開発、建築が認められる行為としましては、開発審査会の議を経て行われるものとそれ以外のものがございます。このうち、今回、景観まちづくり指針で基準としてセットしていますのは、まず、要綱に関する表の一番下の行になりますけれども、要綱の認定に関するものは、そのとおり審査会の議を経てつくられる要綱によるもの、ここが指針で言う左側の基準が該当することとしております。それ以外の行為というのは、開発審査会の議を経て行われる行為のうち、認定要綱とは関係のないもの、それから、開発審査会の議を経なくてもできる行為です。農家住宅などですが、こちらについては、全て、景観まちづくり指針の基準では、それ以外ということで、3ページ目の右の基準を適用していくということで、基準の強弱をつけております。

理由としましては、既に様々な規制がかかっている調整区域であることを踏まえまして、良好な景観を形成していくことと地域住民の理解を得ていくことのバランスを考慮した結果、今回、このような形で進めさせていただければと考えました。

それでは、基準を説明させていただきます。

主に左を読み上げていきますが、一つ目には、景観計画区域における景観形成基準ということで、当然ですが、この地区は全市の景観形成基準に準拠してもらうということを指針で書いております。

二つ目には、地域の特性を踏まえた地区独自の基準として、この指針が定めるものになっております。建築物に関することですが、配置・規模としましては、極力、壁面を隣地や道路境界から後退させて、地区の特性でもある開放的な空間の維持に努めていただきたいということです。そのうち認定を受ける建物については、下線部になるのですが、道路境界から2メートル、隣地境界から1メートル以上後退させるようということで数値基準を設けております。

さらに、高さについては、開放的な空間を損なうことがないような高さとしつつ、認定のほうでは高さの数値基準を設けておりまして、分かりにくいので、別図2でご説明させていただければと思います。

文章でいきますと、道路境界までの水平距離に5メートルを加えたもの以下となるよう努めることということで、道路境界線から5メートル立ち上がって、そこから1対1の勾配で敷地のほうに向かって線を引きまして、この線の中に収まるように建物を建ててください、なおかつ、道路境界線から2メートル壁面後退をしてくださいということで、道路からできるだけ離して建ててもらふことで、圧迫感の軽減や広がり感の確保を狙ってこのような高さの制限を設ける形にしております。イメージとしては、そのような形です。

指針の3ページ目に戻りまして、2の(1)のエ建築面積についても、建築敷地面積の

2分の1以下となるように努めることということで、通常、こちらは建ぺい率が60%のエリアになるのですが、少し縮小するような形で基準化させていただきました。

続きまして、自然との調和を意識しまして、素材に関する要綱をつくっております。外装材の全部と一部には、石材、木材等の自然素材をできるだけ活用し、周辺の空や緑と調和した魅力的なしつらえにしてくださいということを基準にしております。

自然素材以外のものを使うときにも調和を図ってほしいということ、なおかつ、汚れにくいものにしてほしいという基準になっております。

続きまして、色彩になります。当然のことながら、色彩も当地区の景観に配慮し、特に、指定路線、視点場からの見え方には配慮してほしいということです。また、素材の性質、特性を考慮して色彩を選定してほしいということです。さらに、基調となる色彩については、別図の3に定める当地区の景観と特に融和性が高いと考えられるものとして選定した地域カラーを設けているのですが、原則、その地域カラーと近似色を使って行ってほしいということを示しております。

さらには、雑然とした印象を避けるため、外壁に使用する色数は二、三色程度を上限目安としてほしいということを示しております。

行ったり来たりで申し訳ないですが、別図3に地域カラーの16色を示しておりますので、そちらをご覧ください。

こちらは、色彩計画の専門家であり、札幌市の景観70色の策定にも関わっていただいている静岡文化芸術大学の名誉教授の宮内博実先生の助言の下、地区の環境調査、地区のイメージ調査を行いまして、当地区になじむと考えられる色を、景観70色から選定を中心に設定したものになっております。

特徴としましては、石、土、空、緑といった自然との相性がよいと言われている低彩度の暖色系が半数近くを占める形になっておりまして、それに広告などにも使っていることを少し踏まえて、アクセントカラーを追加しております。

また、彩度につきましては、おおむね4以下で抑えておりまして、できるだけ自然の緑の彩度を超えないで、自然の中では悪目立ちしないことを意識して選んだ色となっております。

それでは、指針の本文に戻っていただきまして、色彩のエです。今のことは壁の話だったのですが、屋根と屋上面につきましても別途定めておりまして、屋根、屋上面については、明度、彩度を抑えた落ち着いた色調を基本としてほしい、それから、色数は原則1色にしてほしいということを決めております。ただし、オでは、自然素材を使う場合は、当然、色についてはこの限りではないということです。

続きまして、5ページ目では、外構、緑、駐車場についても、指定路線及び視点場からの見え方に配慮してくださいということで、認定要綱を受けて建てられるほうには、特に敷地境界のほうに効果的な緑を配置してくださいということです。

それから、ここはちょっと特徴的かと思っておりますが、敷地内の舗装です。こちら

は、彩度を抑えたインターロッキング及び平板ブロックまたは枕木などを積極的に活用していただき、周辺の緑と調和したしつらえになるようにしてほしいとしております。

また、駐車場は、どうしてもアスファルトを使われる場合もあると思うのですが、その場合も、通常のアスファルトではなく、脱色アスファルトのようなものを使用しまして、周辺との調和、見栄えに配慮していただきたいという基準をつくっております。

2番目の工作物としましては、工作物のうち、今回は擁壁と太陽光発電設備について基準を設けております。これ以外にも工作物はあるのですが、そちらはこの地区では全市の景観形成基準で対応できるだろうと考えておりまして、工作物のうち、塀、柵、擁壁に関するものは景観特性に配慮した形状、配置、色彩としてほしいということと、色につきましては、地域カラーのうち、基調とするカラーを使用して、できるだけ目立たないものにしてほしいということです。札幌市の色彩景観運用指針では、色に関して強調と融和と消去という三つの方向性を示していますが、工作物に関しては、これらの中でも特段目立たせる必要がないものであろうと考え、できるだけ消去してほしいという気持ちでこのような基準にしております。

続きまして、太陽光発電設備につきましては、道路や視点場から見えにくい配置としてくださいということと、附帯設備も含めて地域カラーを使ってほしいということです。

それから、送電施設と書いておりますが、配電盤やキュービクル関係、延長が一番長くて目立ってくるケーブル関係は、できるだけ地中化してほしいということを経験として定めております。

なお、太陽光発電と書いてはいるのですが、前もご質問あったかもしれませんが、特段、私どものほうで、この地区でそういう計画があるということ把握しているわけではございませんので、その点は申し添えさせていただきます。

また、広告物に関することを定めております。広告物も同じで、空や緑などの景観特性に配慮してくださいということと、以下、具体的に発光を伴うものは動光の変化をしない、懸垂幕は設置しない、可能な限り彩度を下げた色彩を活用し、色数を絞る、表示は原則として屋号のみとする、そういったことを基準として掲げさせていただいております。

それから、屋上広告物と壁面広告物につきましては、高さの規定を設けまして、その上端が建築物の高さを超えないように、によきっと広告だけが高くなることのないように、空間の広がりへの配慮を促す内容としております。

(4)ですが、最後に、建築物等の維持管理に関することとして基準を設けております。

定期的なメンテナンスや清掃を行って美観の維持に努めてほしいということと、イに関しましては、屋外で土石、再生資源等の保管をする場合は、可能な限り高さを抑えて、整然とした集積、貯蔵となるようにして、また、周辺については緑を活用した修景を行ってくださいという形にしております。

最後ですが、地域届出対象行為ということで、ここに示す1から4の行為を定めております。

一つ目は、地域内で行われる建築物の新築、増築、改築、移転、外観の変更等々を行う場合です。

二つ目は、高さの1.5メートルを超えてくる塀または柵の新設、増築、以下同様です。ここを1.5メートルとしましたのは、一般的な大人の目線の高さからして、これを超えてくると圧迫感が出てくるであろう、目立ってくるであろうという高さを考慮して、1.5メートルとしております。1メートルではちょっと厳し過ぎますし、2メートルでは逆に高過ぎるのではないかという考えで設定しております。

続いて、太陽光発電設備につきましても、新築、増築ということですが、規模の要件としましては、じかに地上に設置して、かつ、パネルの面積が50平米を超えるものに限るということです。ここで50平米というのは、電力の固定買い取り制度で自家用の太陽光発電設備の目安とされるのが10キロワットですけれども、それを面積に換算すると、どこのメーカーも50平米程度になることから、いわゆる事業用のものを対象に狙っているということで、50平米という数値を設けました。

最後の4項目は、広告物の表示、移転、内容の変更等をする場合にも届出をしてくださいということで、届出が来た際にはこの基準に沿った景観形成がされるように行政のほうで協議をしていきたいと考えております。

時間を超過してしまって大変恐縮ですが、以上が指針の説明になります。

この後、ご意見をいただきまして、年内には策定、告示をしていただきたいと考えております。

地域に説明する際には、イラストなどを入れた分かりやすい概要版で説明しまして、周知にも努めていきたいと考えております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○小澤会長 ありがとうございます。

手順の確認ですが、前回7月にこの話を一度させていただきました。続いて、本日具体的に示していただき、年内には告示とおっしゃいました。これは、今回の意見聴取が、審議会として意見を述べることができる最後の機会という理解でよろしいでしょうか。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 事務局としては今日というふうに考えております。

○小澤会長 その後、市役所で最終形をまとめられて、年内に告示するというスケジュールですね。

○事務局（景観まちづくり担当係長） はい。

○小澤会長 分かりました。まず、参考資料として今回の景観まちづくり指針の策定について概要をお話いただき、その後、議事資料1に沿って内容について詳しくご説明いただきました。当審議会が告示前に意見を述べる最後の機会として、委員の皆様方からご意見、ご質問等をお受けしていきたいと思っております。

ご発言いただける方は、挙手ボタンをお願いいたします。いかがでしょうか。

岡本委員、お願いいたします。

○岡本委員 丁寧な説明をありがとうございます。

例を挙げて、確認させてもらいたいことがあります。参考資料の中で下の表が非常に分かりやすかったのですが、コンビニエンスストアは生活に必要な物販店みたいな位置づけになると思うのですけれども、左記以外の行為に関する基準のほうに当てはまってくると考えてよろしいでしょうか。

また、それを前提にすると、広告物に関することが結構緩くなっているような気がするのですが、そこはいかがでしょうか。事例が想像できたほうが分かりやすいと思ったので、質問させていただきました。

○事務局（景観まちづくり担当係長） コンビニエンスストアにつきましては、委員がおっしゃったように物販店となるのですが、私どもとしては、今回、この地区は、左記以外によるものではなくて、要綱によることで建てられていくようになると考えております。ですから、そこまで緩くはならないと考えているところです。

○小澤会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○石塚委員 今の岡本委員の話にちょっと関連します。

今、お話のあった表のところですが、開発審査会の議を経て行われる行為の要綱による以外のものが左記以外の行為に関する基準に該当するという事になっていると思うのですが、開発審査会の議でオーケーにされるものに関しては、多様なものが想定されると思うのです。そういったときに、左記以外の行為に関する基準で適合を議論するためには、左記以外のものも届出対象行為になっていなければいけないと思うのです。基準のほうの届出対象行為の中で、開発審査会の議を経て行われる要綱以外の行為は対象になるという形で読み取れるのでしょうか。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 我々の意図としましては、この地区内で行われる建築行為は全て届出対象行為という形で、特に範囲を限定しないで行為自体はセットしております。

それが読み取れるかということについては、7ページ目の記載になるのですが、届出をしていただいたもののうち、要綱によるものは左側の基準に準拠していただく、それ以外の議を経て行われる左記以外のもの、それから、そもそも開発審査会にかからないもの、それらも、届出はしてもらいながらも、基準のほうは少し緩いものにするということで、届出自体は全てしていただく形にしております。

建築物ということで、今までは10メートル以上とか規模の要件を設けていたのですが、景観誘導区域内で行われる全ての建築物ということで考えております。

○石塚委員 開発審査会の様子がよく分からないのですけれども、結構いろいろなものが認められる傾向にもあるのかなという中で、建築物以外にも、塀または柵以外の工作物とか、いろいろと大丈夫なのかなと。私はそこの実務的な経験がないのですけれども、漏れがないようにしていただければと思います。特に、特別な議を経て許可されるものですか

ら、要綱に盛られているものとはほぼ同等の特例となるので、景観面からもきちんとチェックされるように対応していただけるとありがたいということです。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 分かりました。

届出対象行為として漏れないか、確認したいと思います。

○小澤会長 今のことに絡みまして、私からの質問で恐縮ですが、開発審査会の議を経る前にこの届出行為がされることになりますか。どちらの手順が先になるのでしょうか。

○事務局（景観まちづくり担当係長） そこに触れることを忘れておりました。

認定を受けるためには、事業者が認定申請をする段階で景観の届出・協議が済んでいないと、我々が通知を出さないと認定申請ができない仕組みにする予定になっております。つまり、認定を受けてから開発審査会が開かれますので、開発審査会よりも前に届出がされる想定であります。

○小澤会長 なるほど、そうするとこちらの景観側が把握する前に、いつの間にか開発審査会が議を経て許可をしていると、そういうふうにはならないわけですね。

○事務局（景観まちづくり担当係長） はい、要綱に関するものについては、少なくともそのようなことはあり得ません。

○小澤会長 分かりました。ありがとうございます。

石塚委員、今の質問に関しましてはよろしいでしょうか。ありがとうございます。

そうしましたら会場から手が挙がっているようですので、お願いできますでしょうか。

山本委員、お願いいたします。

○山本委員 先ほど岡本委員からもお話がありましたけれども、参考資料の中の土地利用の見直しの内容についてなのですが、ここで、2階建てとか延べ面積500平米の飲食店、物品販売店及び附属事務所、ここは認められるのでしょうかけれども、例えば物品販売店の附属住宅はこれに入りませんか。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 今回、住宅用途は今入らない形になります。

○山本委員 店舗つき住宅は駄目ということですね。

○事務局（景観まちづくり担当係長） はい。

○山本委員 住宅は入らないのですね。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 入らない想定で、あくまで事務所という形で考えていました。

○山本委員 というのは、少し緩和されて、この沿道が土地売買の対象になってくると思うので、どういったものが建てられるのかということはかなり細かく設定しないと難しい面があると思い、質問いたしました。

以上です。

○小澤会長 続いて、森委員からお願いいたします。

○森委員 私は、前回の審議会後に札幌市さんと個別にお話をする機会があって、そのときに思いは申し上げたのですが、あまりご理解をいただけていなかったようで、個人的

に大変残念に思っております。

そのときに申し上げたのは、外から見ていますと、彫刻作品というか、そういう文言に変わっていったところはさすがだなと思ったのですが、50年、100年後になると、もしかすると世界遺産になるぐらいの資産だと私は思っております。今後どうなるか分かりませんが、そういうふうに見たときに、世界遺産の中では、資産コアゾーン、バッファゾーンの2段階で守っていこうという取組をしますけれども、表の別図1を拝見しますと、基本的にはコアゾーンのエリアが中心になっていて、例えばモエレ沼公園の北側の住宅は公園に面して景観として見えてきますけれども、そういった1川分ぐらいはバッファゾーンとして取って、景観を誘導していくゾーンにするという考え方が一般的ですけれども、この範囲はコアゾーンレベルだなという印象を持っております。

それから、モエレ沼公園の公式ホームページに地図が載っているのですが、その範囲はやはり川まで含んでいます。モエレ沼公園はそういうふうにとっていることと、景観資産の指定に関するところ、これがモエレ沼公園のコアになると思うのですが、そこは一致させて、そういったところを踏まえて周辺の景観を誘導していくという考え方でやるべきではないかと思っております。

市街化調整区域であったとしても、拠点として選ばれているので、何らかの手段を取れば開発はできる地区ということはあるとして、その中でも厳しくしていくところと開発を促進していくところはあると思います。

ただし、今回の場合は、厳しくしていくところのコアの設定が本当に公園の川の内側のみで、その外側といっても公共の川のへりまでであって、そこから見える民間の開発のコントロールまでは行っていないというのは、趣旨として違うのではないかと思っております。

最後に、連絡線のところを、沿道で建物、土地利用の用途を限定して認定してやっていくという要綱をつくっていくと、要綱の認定に従って開発がしやすくなり、それは開発審議会の議を経て行われなかったことかと思ったのです。要綱さえ開発審議会の議を通過してしまえば、要綱の認定に係るものに関する基準を満たしていれば基本的には開発はオーケーというある意味での緩和というか、そういった方向は、前回、私がお伺いしたところとあまり変わっていないと思いました。

その前提で、一方では、モエレ沼公園から建物なり新しくできるものが見えないということも一つ重要な要素になると思いますので、沿道からのセットバックとか建ぺいの縮小とか2階の建物のバックということ以外に、同じ沿道でもモエレ沼公園に面しているほうに関しては、公園の中からの見えがかりみたいなものにもう少し配慮するような項目を入れたほうが良いと思いました。

○小澤会長 今、森委員が発言された3点について、バッファゾーンのお話と連絡線の緩和の件については、意見になりますか。質問になりますか。

○森委員 この前提で進むということに対して、私自身は若干否定的に拝見しているので

すけれども、もしこれで進むという前提であったとしても、沿道のほうの景観だけではなくて、モエレ沼公園側に面する道路のところに建つ建物に関しては、モエレ沼公園からの見えがかりみたいなものも景観としてきちんと入れるべきではないかという意見です。

○小澤会長 そうしますと、大きくは、バッファゾーンの話と、連絡線沿いにおいてモエレ沼側のほうから見た景観として何ができるか……。

○森委員 もう一つは、コアゾーンの話です。そもそも公園自体の地図では川のほうまで取っているのに、そこをベースに考えていかなければいけないのに、こっちはこれを取っていて、こっちはこれで、こういったときはこれというようなエッジの考え方がぶれているというのは一貫性がないのではないかというのが初めの話です。

○小澤会長 分かりました。ありがとうございます。

今、貴重なご意見をいただいておりますが、事務局では今の3点に関してどのようにお考えでしょうか。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 森委員とは事前にお話をさせていただく機会がありまして、50年後には世界遺産にもなり得るものというお話を伺っていました。私どもとしては、それも踏まえて、今後できていく建築物ができるだけそれにふさわしいものになっていくようにという気持ちで指針をつくっております。

順不同に答えさせていただきますと、開発審査会には個別の案件がかかっていかない、要綱さえ満たせばいいのではないかという話があったと思います。

今回は、要綱自体も開発審査会にかけますし、それに基づいて建てられるものも開発審査会に基本的にかけていきます。個々の案件も審査会を通りますので、そこはある程度厳しくといいますか、何でもいいよという形になっていかない制度としていきたいと思っております。

それから、モエレ沼からの見た目にも配慮していくことが必要ではないかという点につきましては、指針の5ページ目の外構、緑、駐車場というところで、直接的に読み取るのが難しいかもしれませんが、イの部分で指定路線と視点場、モエレ山の山頂からの見え方に配慮を求めています。敷地境界には緑の配置に努めることというのは、モエレ山から沿道を見下ろしたときに、建物とか駐車場ががばっと見えてくるのではなくて、道路側だけではなく、敷地の奥まった公園側にも植樹をしてくださいという基準を設けております。

それから、色彩の部分でも、屋根の点につきまして視点場からの見え方を考慮して落ち着いた色とか、屋根の勾配や向きも検討してくださいということで、そこまで具体的な詳細規定はできていないのですが、この基準に基づいて届出協議の中で視点場からの見え方に配慮した景観になっていくように誘導していきたいということです。

この2点がモエレ沼からの視点を踏まえての基準になっております。

それから、バッファゾーンについてですが、バッファゾーンというのは世界遺産の考え方かと思っておりますけれども、狭いというご意見がありました。私ども都市計画部としては、両施設を結ぶ動線の景観をよくしていきたいということで、もちろん両施設の魅力向上に

については各所管の部署が我々とも連携して取り組んでいくこととなりますが、さらに範囲を広げて、公園の周りの市街化区域も含めて今回の指針に位置づけていくのは、なかなか難しいと考えております。

我々も森委員のお話を聞いて考えたのですが、世界遺産になることが明確である、あるいはそれに向けた動きがあるというのであれば話は別なのですけれども、今回の取組のスケジュール感の中でそういった話まで持っていくことは難しいですし、位置づけがない以上、さらに広げていくということは周辺の理解を得る上でも難しいと考えております。世界遺産クラスの貴重なものであることは我々も重々認識しておるのですが、一方で、現状の利便性の向上も高めていかなければならないと思っております。市街化調整区域ということもあって非常に苦慮した部分もあるのですが、一定の建築を認めつつ、地域にとってふさわしいものにしていく、そういったことを基準化していくというところで、今、何とか形にしようとしているところです。

また、コアゾーンの一致する、一致しないというところは、私の理解が悪くて申し訳ないのですが、指針の別図の1と景観資産の指定の範囲がという意味合いですか。

○森委員 もしよろしければ、画面共有をしてもいいですか。

○事務局（景観まちづくり担当係長） お願いいたします。

○森委員 このモエレ沼公園の地図がホームページに上がっているのですけれども、川の向こうまで入っているのです。この図面自体は公式なものだと思いますので、これを前提にコアというか中を取って、そこから景観を誘導するようなエリアを設定するというのが基本的な考えかと思いました。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 共有、ありがとうございます。

今回の指針の範囲としては、今のご指摘をいただいた範囲が基本的に入っていると思うのですが。

○森委員 景観資産の指定、名称モエレ沼公園というところの景観資産としては先ほどのエリアかと思うのですけれども、ということであれば、景観資源のエッジと景観まちづくり推進区域のエッジが一緒になるということですか。

○事務局（景観まちづくり担当係長） ここはちょっと難しいといえますか、単なる決めではあるのですが、都市公園の範囲は、札幌景観資産の指定についてという紙に載せている黄色のエリアになるのです。その周りは篠路新川とか雁来新川という国管理の河川になっておりまして、厳密には公園ではないものですから、所有者との調整の関係もあって、公園として資産を指定したいというときには公園の底地のみを指定するということで、資産の指定はそういう形になっております。ただ、景観まちづくりのほうは、河川も含んだ範囲を広く捉えて、森委員がおっしゃるような広さではないのですが、河川も踏まえて景観自体を誘導していきたい、捉えていきたいと考えております。

○森委員 分かりました。ありがとうございました。

○小澤会長 私からの発言で恐縮ですが、今、森委員がご指摘いただいた範囲について、

やはり一般市民にとって非常に分かりづらい状況になっていると思うのです。公園の敷地、景観資産をどのエリアにしているのか、それと今回の指針づくりがどういう関係になるのかについて、混乱して分かりづらい状況になっているのは事実だと思います。ですから、市民に対する発信内容として、この範囲については、一度こちらの景観のほうから発案して、ちゃんと整理をし、少なくとも札幌市の公的な情報発信の上では整合性が取れているようにしなければいけないと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局（景観まちづくり担当係長） ありがとうございます。

整合性を取るというのは、全くそろえるという意味ではなくて、公園は公園で、それを含んだ範囲で景観まちづくりをしていくという違いを明確にするという意味と捉えてよろしいですか。例えば、全く同じ範囲を資産として指定しなさいということではないということでもよろしいですか。

○小澤会長 今、資産がきっちりと図示されているのはどれになるのですか。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 前回の審議会でお示しさせていただいて、昨日もお送りした資産の指定についてというものがありますが、それは公園のほうの底地を示しているのです。

○小澤会長 資産というのは、あくまでもその範囲ということになるわけですね。

○事務局（景観まちづくり担当係長） そうです。モエレ沼公園を指定するということで、公園の範囲というふうに考えております。

もちろん、分かりやすい情報発信には努めていくのですが、指定の範囲に川を含めるといのがちょっと難しいのです。

あとは、違う絵があるとあれと思う方もいらっしゃると思うので、資産はこうで、指針の範囲はこうでというふうに、分かりやすい発信はしていきたいと思います。

○小澤会長 そのことについては詳細な作業になるので、この場で整理はし尽くせませんが、一度整理をしてもいいかなと思います。必要でしたら、我々委員のほうでもお手伝いするなりご意見を申し上げるなりできるかと思えます。

また、バッファゾーンの話ですが、今のところなかなか難しいということではあっても、景観審議会から、世界遺産を目指せる可能性がある、世界に誇れる景観資産だということを踏まえて、バッファゾーンのものを設けていく必要があるのではないかという意見がでていることが、都市計画審議会や都市計画の担当には届いているのでしょうか。

我々がこの審議会で見解を言うだけでとどまってしまっているのか、或いはある程度意見が届いていて、今すぐではなくとも、将来的にそういうことを考えていく必要があるねという一定の合意づくりに貢献できているのか、この審議会だけで関わっていると、その感触といいますか、どれぐらい役に立っているのかというのをつかみづらいところがあるのですが、その辺は事務局としていかがでしょうか。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 審議会の場で世界遺産という話が出たのは、今日が初めてかと認識しているのですが、7月の事前説明のときにも、世界的に見ても非常に

貴重な資源であるというご意見をいただきまして、森委員からも事前にお打合せをさせていただいたときには、世界遺産になり得るものだというご意見をいただいておりますので、それを踏まえて、公園を所管する緑の部署とはその意見は共有させてもらっております。

ただ、今、会長がおっしゃった都市計画審議会にはまだ話を通してはいないという状況です。

○小澤会長 必ずしも、すぐに都市計画審議会に対してということではなくていいのですが、都市計画の担当の方や審議会のメンバーとこういう考え方を共有していてもいいのかなといつも感じております。こちらから強要するわけではないのですが、そういった目線も必要ではないかということ、都市計画審議会の方はなかなか思い浮かばない可能性もあると思います。今度、それが積極的に伝わるようにしてもらえたらなと思っております。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 分かりました。都市計画部内ではもちろん共有します。

○小澤会長 私ばかりしゃべって恐縮ですが、森委員から、公園の側からの見えがかりを工夫していくべきではないかという意見に対して、今回の指針は公園の中のものもカバーできるというお話が事務局からあったのですが、届出があったものに対して指針で誘導するだけではなくて、市の管理する公園の中を積極的に整備していこうとか、そういった原動力にはならないものでしょうか。

今回の指針の話からずれるかもしれませんが、せっかくそういう意見が出ていますので、その方向の動きになればいいと思いました。

○事務局（景観まちづくり担当係長） まず、今回の指針の策定をして、こういう基準で誘導していきたいというのは、さとらんどについても、モエレ山についても、所管部署と何度も打合せをして共有していますので、これを踏まえた行為はしていただくことになると思っております。

一方、モエレ沼公園につきましては、基本的にはもう完成されているもので、所管部署とも打合せをしたのですが、基本的にはもう変更する余地がないので、新しいものをつくったりという場合は、何をやるにしても、イサム・ノグチ財団、あるいはその意向を継承された組織の承諾や監修が要ることになっております。ですから、基本的には現状を変えずにやっていくということで、さらに景観をどうしていくかということに入り込む余地がないというのは語弊があるかもしれないですが、基本的には現状の完成されたものを長く維持をしていくというのがスタンスかと考えております。

ただ、その中で積極的に関与していけないかという意味では、来年度から硬式野球場の整備が入ってきます。今よりもウイングを広くしたりという整備なのですが、その行為自体は景観の指針を踏まえて行っていただくことで、スポーツや建築工事の所管部署にお願いをしに行って、協議がありますということは情報共有しております。

○小澤会長 何十年かけてしっかりした景観をつくっていくということであれば、今後周辺の状況が変わっていくときに、それに対してどう対応していくかという検討も必要かと思えます。何かしら公園側で手を打ったほうが良いというタイミングが出てくるはずなので。そのような可能性を今後考えていく必要があると思えます。そういう意味では、ここですばっと切らないで、お考えいただけたらと思いました。

私ばかり話してしまいましたが、たくさん手が挙がっていますので、順番に行きたいと思えます。まずは会場から、その次に渡部委員、窪田委員、片山委員という順番でお願いします。

それでは、会場からお願いいたします。

○欠委員 市民委員の欠です。

単純な点も含めまして、3点ほど申し上げます。

まず、1点目は、1ページ目の総則で特性等ということで説明されています。以前にも似たようなお話が出ていたと思うのですが、そこに「毎年数十万人が訪れる」とありますけれども、この数十万人は幅が大分広いと感じました。十数万人だったら分かるのですけれども、二、三十万人とか、50万人程度とか、70万人以上とか、80万人以上とか、そのような表現になってもいいと思うので、少しデータを整理してみてくださいという話は前にもあったと思えます。数十万人というのをもう少し絞ってはどうか。そのほうが分かりやすいと思いました。これが1点目です。

2点目は、3ページの取組の中の配置・規模ですが、アとウとエのところは、アンダーラインのとおり数値が入っていて、ある程度は具体的に示されています。そして、イのところは、右側にも同じように共通して書いてあるのですが、高さ・規模のところは少しは具体性があったらいいと思えます。数字を入れる、入れないはまた別です。数値での基準でもいいですし、大きくてもこのぐらいとかでもいいです。あるいは、もうちょっと分かりやすく書いてあげたらどうでしょう。

というのは、解釈が結構違ってくる可能性はあると思えます。解釈する人によって、高さ・規模はこのぐらいならいいだろうという部分がちょっと違っているケースはあると思えますので、その差異を生じさせないといえますか、何らかの具体的な、もうちょっと分かりやすいラインがあったほうが良いと感じました。

3点目は、6ページの広告物の共通エです。

「広告物がけばけばしくならないよう」という表現があります。これは、意味は分かるのですが、表現としてどうなのかなと思いました。これは、もっと単純に分かりやすく、広告物が景観を損なうことのないよう可能な限り彩度を下げるとか、もうちょっと分かりやすい表現でもないのではないだろうかと思いました。

以上の3点です。

○小澤会長 事務局から、今の3点についていかがでしょうか。

○事務局（景観まちづくり担当係長） まず、一つ目の規模のところは、ここ5年ぐらい

だと60万人から80万人ぐらいという数値がありまして、それを数十万人と乱暴にくくってしまっていますので、ご指摘を踏まえて、少し分かりやすい表現を考えたいと思います。ありがとうございます。

それから、3ページ目の配置・規模のところですが、高さ・規模は定性的に空間を損なわないようにしてくださいと言いながら、その次にあるウで具体的な数値の基準を設ける形にしています。ただ、このつながりが読みにくいかもしれないので、「具体的には」とか、前とつながるような表現にしていくことで対応できるのではないかと思います、そんな形でいかがでしょうか。

それから、6ページ目の広告の「けばけばしく」という表現ですが、私どもが作っている景観パンフレットに基準の説明書があるのですがけれども、そちらで同じ表現を使っていたということもありまして、このようにしています。ただ、確かにもうちょっと別な言い方もありそうなので、ご意見を踏まえて、少し考えてみたいと思います。

○小澤会長 欠委員、よろしいでしょうか。

○欠委員 6ページ目については、この表現はどうかと思いつつも、そういうふうにあるのであれば、それでもいいと思いました。

また、3ページにウとエがあって、これで具体的にっていると最初は思ったのですが、やはり右側のほうのイもありますので、この辺で具体性を持たせないと、解釈がちょっと違う場合は、その都度、説明、指摘が必要になってくるかもしれないと思いました。

以上です。

○小澤会長 ありがとうございます。

今の意見をお伺いして私も思ったのですが、イの「開放的な空間を損なうことがない高さ・規模とするよう努めること」というのは、アとウとエ全部の話ではないかと。これを上段に持ってくることもできるのではと思ったのですが、いかがでしょうか。

○事務局（景観まちづくり担当係長） この場で私が言うのも何ですが、全て包括的なものになっているような感じがいたします。

○小澤会長 そうですね。その辺も整理していただくとよろしいかと思います。

それでは、順番にお伺いしますが、渡部委員からお願いいたします。

○渡部委員 今日は、カメラの調子が悪くてぶつぶつ切れていますけれども、昨日、モエレ沼のロコミサイトを見てみたところ、やはり、観光客の方は、あの広大な土地の中で時を忘れて長時間滞在するゆったりした公園であるという意見が多い反面、飲食の部分が少ないとか、トイレがよく分からないというような意見もありました。

私は、取組の中で、擁壁と広告物の点で申し上げたいと思ったのですが、工作物の擁壁に関しては、5ページのイの部分の中ぐらいに可能な限り目立たないものとするように努めることとあるのですが、擁壁で目立たないものと言われると、グレーとか、何か味気のない色になってしまいがちなのですが、沿道を走っているときに擁壁はかなりの面積がありますから、そこを目立たない色ということでグレーとか味気のない色にされると、景観

上、好ましいのだろうかという疑問があります。この部分は、背景の色と調和したとか、景観に配慮した色というような違う言い方に変えたほうが良いと思いました。

次に、広告物に関することですが、広告物をつけられるというのは、景観誘導区域の雁来篠路連絡線というところに多くつくられるのではないかと思います。ここはモエレ沼公園とさとらんの両方の景観が左右に見える道路という点から、今、アからカまでいろいろ項目がありますが、例えば京都並みにもっと厳しくした広告規制にしてもいいのではないかと思います。

先ほど、岡本委員からコンビニの話もありましたが、コンビニもある程度規制はあるとはいえ、従来のコンビニの形ではなく、もっと違った配色にしてほしいと思うところもあります。

また、6ページの広告物の共通力の部分ですが、「屋根及び屋上面には広告物を表示しないこと」という記載があるにもかかわらず、次の屋上広告物には「屋上広告物の上端高さは」とありまして、この二つの文言が矛盾しているように感じます。

屋上広告物は、こういう景観のきれいなところではつけるべきではないと思うので、ここは思い切ってなしにしてしまってもいいのではないかと思います。

また、ここに書いている以外で、広告物を取り付ける高さの位置をそろえるということも必要ではないかと思います。店舗は並んで建てられますから、目線である程度同じレベルのところ広告物があるほうが、美しく見えるのではないかと思います。

それから、壁面広告物の場合も、面につける場合と文字だけでつける場合があります。基本的には文字だけでつけるのが好ましいと思うのですが、例えば面につけるときは、面のベースの色を無彩色または低明度、低彩度の色にするといった決まりがあってもいいのかと思います。

また、沿道に対して建物は、駐車場の関係でセットバックされますから、よく見かけるのが沿道に、数々ののぼりを立てるといったパターンがあるのですが、こののぼりも既製品のぼりは、ある程度派手であまり美しいものがないので、のぼりをつけるならデザインされたものとか、そのような指定をつけていただけるといいと思いました。

以上です。

○小澤会長 それでは、事務局からお願いいたします。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 貴重なご意見をありがとうございました。

のぼりに関しては、確かに今の基準の中に入れ込んでいないので、検討させていただきたいと思います。

あとは、高さをそろえる話や壁面広告についてはベースの色を規定したらどうかというお話だったかと思います。係の中で話したときには、無彩色はちょっと味気なさも出てしまうかなというご意見も出ていて、無彩色という言葉を使わなかったのですが、低彩度ということは景観というときの基本かと思いますが、そういったことも入れていけないか、考えてみたいと思います。

カの屋上面には広告物を表示しないことと、屋上広告物を出せるというのが矛盾するように見えるということですが、言われてみたらというふうに思います。

ただ、我々が意図していたのは、勾配屋根に直接べたっとペンキで文字を書くような広告物は遠慮していただきたいということです。屋根にペインティングするようなものは避けてほしいというのがカです。一方、屋上広告物を単体でつけるのは、高さが建物を超えなければいいのではないかなという、その思惑の違いはあったのです。ただ、確かに表現として分かりにくい部分があると思いましたが、矛盾を感じないようにしていきたいと

思います。擁壁についても、通常、無彩色とかグレーになってくると思いますが、目立たないというところと調和したというところの表現をうまく使い分けて誘導していく必要があるとご意見を伺って感じたので、こちら少し検討させていただきたいと

思います。

○渡部委員 壁面広告物のベースの色に関しては、企業によってはベースに派手な色を持つてくる場合もあるのですが、例えば、反転するとか、赤だったら赤を薄くするとか、原色とか高彩度の色は用いないようにしていただけるといいと思います。よろしくお願

いします。○事務局（景観まちづくり担当係長） その辺は、可能な限り彩度を下げて色数を絞るというのは共通のところ

に書かせていただいております、できるだけ色彩でということ、コーポレートカラーで難しいところもありますけれども、できるだけ誘導していけるように努めたいと思

います。○事務局（景観まちづくり担当係長） 今のそうですね。広告を表示しないです。

○小澤会長 広告物を表示するわけではないですからね。これもご検討ください。

それでは、窪田委員、片山委員、松田委員の順番でお願いします。

窪田委員、お願いいたします。

○窪田委員 2点ほどあるのですが、まず1点目は、先ほど森委員がおっしゃっていたバッファー部分の誘導についてです。今の制度の枠組みの中では難しいというご説明は理解したのですが、モエレ沼公園が景観資産になって、また、モエレ山の山頂を視点場として押さえていくということを考えますと、やはり公園の外側のバッファーというところも景観の中で何かしら働きかけていくことはとても大事だと、同感の思いを抱いたことは意思表示させていただきたいと思

います。○小澤会長 そうですね。○事務局（景観まちづくり担当係長） その関連で別図1ですが、下のほうに景観まちづくり推進区域の範囲を示していますが、この区域線にとらわれず、景観まちづくりの取組が展開されることを想定すると下線で書かれているのですが、この文言は何か具体的なことを想定されているのか、札幌市

としてとらわれず何か働きかけを今後していこうとか、広報する際に想定していることがあってこの文言が書かれているのかどうかをお聞きしたいというのが1点目です。

もう1点は、話が変わってしまうのですけれども、基準の外構、緑、駐車場のところで、「敷地内の舗装は彩度を抑えたインターロッキング及び平板ブロック又は枕木等を積極的に活用し」という表現があって、踏み込んだ形で書かれているのだと思いますが、逆にすごく限定的に素材を指定している印象を受けまして、沿道で統一的な舗装材で、こういうイメージでつくってそろえていきたいと思いますというイメージがあれば、そういうものと合わせて素材を指定していくというのは、景観をつくっていく上ではあると思うのですが、単純にぱりっとした黒光りしたアスファルト舗装にしてほしくないという意図として素材を示してあるのであれば、逆にすごく限定的な印象で、インターロッキングと平板でなくても、枕木でなくても、例えば石とかほかの素材も設計の中で雰囲気をよくしていこうというときには選択する素材はほかにもあるので、どちらの意図かによって書き方が変わらると思うのですけれども、ちょっと限定的と感じたので、その辺りの考えを教えてくださいました。

以上の2点です。

○小澤会長 ありがとうございます。

それでは、事務局からお願いいたします。

○事務局（景観まちづくり担当係長） ありがとうございます。

まず、区域のほうですが、区域にとらわれずと書いているのは、ここ数年の指針で、いつもこういう表現を使わせていただいているのですが、やはり景観というのはどこかですぱっと線を引けるものではないご意見を昔の審議会でもいただいていたこともありました。一旦、指針として区域は示さなければいけないので、線を引くのですけれども、その外では全く関係ないよということではないように地域の方にも捉えてほしいという考えから、この表現を入れております。何か具体的に想定している取組があるかという話でしたが、そういうことは特にはないです。

それから、舗装面の基準に関して限定的ということは、確かにそうなってしまうと思います。意図していたのは、この材料でそろえてくださいということではなくて、ぱりっとした黒いアスファルトをただ敷くことはできれば避けてほしい。避ける際には、例えば自然になじむもの、自然素材とか調和するものを使ってほしいと例示で挙げているということを書きたかったのです。今、それが逆転してしまって、まずはインターロッキング、平板ブロックにしなさいというふうに見えるので、そこは表現を修正していきたいと思います。

○窪田委員 ありがとうございます。

周辺の区域にとらわれずというところは定型文であるかもしれないのですが、今日の議論を踏まえて、機運を高めていくということが次の取組につながっていくと思うので、今の枠組みではここまでだけれども、その周辺もというところで何か動きができていくとい

いのかなと思いました。

舗装材については、限定的ではないということであれば、もう少しやわらかい言い方にしてもいいのかなと思います。

以上です。

○小澤会長 続きまして、片山委員、お願いいたします。

○片山委員 先ほどから、開発審査会が私たちの考えを伝える砦みたいな感じのご意見があるのですが、私が一委員として現場にいる中で思うのは、審査会のメンバーは、法律、公衆衛生、交通、廃棄物、そして景観という五、六人の委員なのですね。景観に関することを言うのはただ1人で、基本的に都市計画法に引っかからないと差戻しはされな  
いんです。景観は、専門委員1人から、基本的に法律に引っかからないけれども、これは望ましくないですね、できれば考え直してくださいというコメントを業者に伝えるだけです。

先ほど窪田委員もおっしゃっていましたように、この指針の策定はとても大事で、この次の機運を醸成するのに必要なプロセスだと思うのです。でも、ここで考えているような価値観は、一般社会にいくと、それほど重要性の認識は高くなくて、そういう考えもあるのね、モエレ沼は大事だよねということで、伝えますで終わってしまうのです。ですから、次の段階は、ある程度強制力のあるルールづくりに持って行ってもらえるだろうとすごく期待しています。

現段階としては、これを大事にして、できれば開発審査会でこの指針の部署間の共有をしっかりとさせていただいて、他分野の専門委員でもここまで景観について語られているのかということが資料でしっかり伝わるように、委員の目に触れるようにしていただきたいのです。そうすると、一委員でもかなり強く言えるので、あまりにもひどいものについては差戻しをお願いできるかもしれないので、そこをお願いしたいです。

あとは、細かいことですが、広告物とか建築の色が具体的に出ているのですが、モエレ沼の周辺で今気になるのは、大型工作機械の駐車場みたいな利用が、色にしる、物の大きさにしる、土地の使い方にしる、それによる景色の悪化が気になるのです。ですから、クレーンとかダンプとか大型車の整理整頓みたいなところも景観の一部ですので気をつけてくださいという一言があったほうが良いと思います。

また、渡部委員もおっしゃっていたように、広告物は曖昧なのです。できればこのぐらいのサイズが望ましいというサイズ具体化があるほうが言いやすいです。これは推薦されているサイズからオーバーサイズしているのです、ここについては本当に考え直してくださいということを言いやすいです。

そういうことで、審査会では景観のことはあまり重要視されないのです、今後の作戦を練っていきたいと思っています。

以上です。

○小澤会長 片山委員は、審査会のメンバーなのですね。

○片山委員 今は、そうですね。

○小澤会長 ありがとうございます。

審査会のメンバーであるというお立場から、3点ほど貴重な意見といいますか提案をいただいたのですが、これにつきまして事務局からいかがでしょうか。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 景観審議会の意見を開発審査会にきちんと伝えられるようにできないかというお話だったかと思います。その件に関して、私は開発審査会のほうを所管していないものですから、内部のほうで共有して、明確にできる、できない、やります、やりませんとは今日は言えないですけれども、考えさせていただきたいと思います。すみません。

それから、大型工作機械や重機が置いてあるところが雁来篠路連絡線沿いにあります。あれは、確かにモエレ山から見たときに結構目立ちます。これは、指針の7ページ目の(4)のイですが、「屋外で土石、再生資源、建設資材」の建設資材というところに指針上はあのような重機が含まれると考えておりました、整然と置いてください、高さはできるだけ抑えてくださいという形で考えております。

ただ、ここは我々も歯がゆいのですが、現状の市の条例では、建設資材の置き方に制限をかけるということまで手をかけられない形になっておりますので、せめて指針に示すことで目に触れて協力を促していければなという程度にしか現状ではなっていないというのが正直なところではあります。一応、意図としては踏まえているということはお伝えさせていただきます。

それから、広告物に関しまして、片山委員がおっしゃるのは、我々としては、屋外広告物条例というものがあって、この地区で出せる広告の基準、例えば、高さにもよりますが、最大10メートルですとか、1面当たり25平米という決まりが一応あるのですが、それよりもさらにこの地区の特性を配慮して、よりミニマムにしていくべきだというご意見と捉えてよろしいですか。逆の質問で申し訳ないです。

○片山委員 あまり華美にならないようにという表現をここで加えているということは、この地域は特別気をつけてほしいという意図がこちらにあるということですね。

○事務局（景観まちづくり担当係長） そうです。

○片山委員 そこがサイズとなって具体化されたほうが、審査会でもきちっと取上げられますよということなのです。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 今、景観のほうの私どもとしては、屋外広告物条例で認められる高さなり、面積までは認めていかざるを得ないのかなというふうに、実は考えているところがあるのですよね。それより、厳しくするというのは、なかなかもちろんできないわけではないのですが、ちょっと難しい面もあるなと考えている状態です。

○片山委員 先ほども述べましたように、今の時点では仕方がないと思うので、次の段階の機運を高めて、強制力の働くものにできればいいなと私は思っています。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 分かりました。

○小澤会長 いろいろな意見をいただいているのですが、誘導というものをもっと強くし

ていかないと、なかなかよい景観ができていかないように思います。今までは難しかったことかもしれませんが、業者さんだけに働きかける、協力をお願いするのではなくて、何か行政のシステム上で、より有効に誘導ができるしくみをつくっていけないと、駄目なのかもしれません。今回のこの指針の決定で、全てが解決できるわけではないのですが、そういった共通認識を持ってこれから取り組んでいかなければいけないと思いました。これは感想です。

残り時間が限られてきたのですが、まだ手が挙がっていますので、松田委員、会場、それから岡本委員の順番でお願いしたいと思います。

松田委員、お願いいたします。

○松田委員 札幌市さんには、いろいろご苦勞されて、また、丁寧に説明いただきまして、本当にありがとうございます。

ここまでいろいろ議論が出た中で、特に森委員と片山委員からの意見については、私も非常に強く思いますので、ぜひ今後ご検討いただければと思います。

私から何点かあるのですが、時間がないので、駆け足でいきたいと思います。

一つ目は、総則の2ページ目の下の視点場のところです。今、視点場がモエレ山の山頂だけになっているのですが、実際には道路を走って様々な視対象を見る機会のほうが圧倒的に多いのではないかと思います。ここは上に指定路線とは書いてあるのですが、視点場には書いていないので、提案としては、主要な視点場として、現在指定している道路からの移動中に体験する景観というのを入れたほうが良いと思います。

また、今、視点場にモエレ山の山頂が入っていますので、ここから見える範囲というのは、今回の指定範囲を超えて遠くが見えますので、先ほどの森委員のこともご検討いただければと思います。

二つ目は色のところですが、私は何度も言って大変申し訳ないのですがけれども、札幌景観色70色を使うこと、さらに、その周辺色ということで調色しながら使えますということところはいいのですが、この色以外を使える道を残しておいてほしいということです。

というのは、我々土木でやっているのですが、ほとんどこの色にはならないというか、もっとよい色になります。場所は言いませんけれども、札幌のある非常に重要な施設が70色に塗り替えられたのですがけれども、残念ながら前のときの色のほうが景観的にはよかったということがあります。景観色を使うよりもさらによいものができるのであれば、それを使ってもいいということは書いていただければと思います。

三つ目は、3ページの配置・規模で、ほかの委員からもありましたが、開放的な空間を損なうことがない高さというのが曖昧であるので、もう少し議論ができるように絞ってはどうかという話がありました。ここは、札幌市さんの意図としては、主な視点場から見える見えの角度の問題だと思うのです。ですから、ここは主な視点場から見える見えの角度という言葉を入れると、議論のときにも、多少高くても奥にあればそうでもないし、低くても近くにあれば見えの角度が高くなるので、この辺の文言を入れたらいいと思います。

それから、広告の話が出ていたのですけれども、のぼりは規制してもという話が渡部委員からあったのですが、基本的な考え方としては、景観阻害要因のうち、現在ないものについては新たにできないようなルールを全体として書くべきではないかと思います。これが抑止の部分です。

それから、広告に関して言うと、点滅広告ですね。広告を抑えられると、最後に物で目立たせようとして、点滅広告が用いられると誘目性が非常に高くなります。ですから、広告に関しても、過度な誘目性は避けるみたいな言葉も入ったほうがいいと思いますし、点滅広告も抑止するようにしたほうがいいと思います。

先ほど小澤委員からも、誘導の話が弱いということがありました。前回、私からも誘導をもっと強く出すべきという発言をさせていただいたのですが、京都のように、規制だけではなくて、よくあるこういうものではなくて、こういうものにしたらいいですよとイメージできるような、事業者の方々が、こういうものをつくったほうが、イメージがよくなるし、商売にも得するかもねと思うようなモデルを示していくべきだと思います。京都のほうは京都の景観適合型住宅とか各メーカーでいくつかシリーズを出していて、そういったものが売れているわけですけれども、そういったことをされてはどうかと思います。

それから、駐車場のところですが、どうしても北海道の場合は駐車場の影響が非常に大きいのですけれども、ここの書き方のところは緑の活用だけで終わっているのです、具体的には、道路と駐車場の間に緑を入れたり、アースマウンドで少し盛り上げて造園的手法をやる就非常効くので、ここはそれぐらい書いてもいいのではないかと思います。

それから、舗装のところは、コンクリート舗装が入っていないのですが、変な色やデザインの平板ブロックを入れられるよりはコンクリート舗装のほうがよほどいいです。建築の方はよく使われているのですけれども、コンクリート舗装の文言も入れたほうがいいと思います。

それから、6ページの共通エの広告物がけばけばしくならないようにというの、ほかの委員からありましたが、ここも、誘目性が高くないとか、周囲と調和するよなという表現を入れてはいかがかと思います。

私からは以上です。

○小澤会長 7点ほどご指摘をいただきましたが、事務局からいかがでしょうか。

○事務局（景観まちづくり担当係長） いろいろな視点からのより詳しいご意見を大変ありがとうございます。これから、今日の意見聴取を踏まえて指針の修正をしてみたいと思いますので、その中でできる限り検討し、反映させていただきたいと思います。

貴重なご意見をありがとうございます。

○小澤会長 どのご意見も非常に具体的で、大事な意見かと思われまますので、ぜひ前向きにお考えください。松田委員、時間の関係で一つ一つフォローできなくて申し訳ないのですが、よろしいでしょうか。

○松田委員 大丈夫です。

○小澤会長 ありがとうございます。

続きまして、会場から手が挙がっておりますので、お願いいたします。

○皆川委員 質問と意見ですけれども、まず、認定要綱に基づく土地利用の見直しということで、建物と魅力や機能向上に資する施設ということで、事務局からの説明では、魅力や機能向上に資する施設として技術開発、交通施設なのだという説明がありました。ということで、認定要綱に基づく土地利用の見直しでは、太陽光発電のことは該当していないという判断でよろしいでしょうか。私はそのように認識いたします。

それにもかかわらず、取組の景観誘導の形成基準のほうで、左側の欄の認定要綱の認定に関わるものに関する基準として太陽光発電の記載がありますが、本来、これは左記以外の行為に関する基準のほうに整理されるべきものではないかという確認が1点です。

それから、可能性としては、景観まちづくり推進区域の中で、メガソーラー的な大規模なものができるということは考えづらいのですが、隣接するような地区でそのような計画が出てきたときに、それは実現されてしまうことになるのでしょうか。それを景観のサイドから何とか制限をかけるということができるとできないのか、そこを教えてくださいたいと思います。

以上です。

○小澤会長 事務局からいかがでしょうか。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 皆川委員、ありがとうございます。

まず、一つ目の魅力や機能向上に資する施設としては、太陽光発電施設は含まれないです。これは、明確に含まれないと考えます。我々もご意見をいただくまで気づいておりませんでした。要綱のほうに太陽光発電のことをいろいろ書いているのは、実用性がないといえますか、必要ないことになってしまっていると思いますので、削除をしていきたいと思えます。

それから、隣接地区を含めて太陽光発電がつくられるときに景観のほうで制限をかけていけないのかということですが、景観法またはそれに基づく条例では、太陽光発電設備をつくらせないということまでは制限の範囲が及びませんので、ほかの都市計画上の制度などで認められれば、作成はしていかなければなりません。CO<sub>2</sub>削減のために、市街地につくれないものは調整区域にというのは、流れとしてはありますので、作ること自体の制限は難しいですが、つくっていく中でも、適切な景観だけではなくて、安全性も含めて適切な誘導をしていくということは必要かと考えます。

景観の中では制限までは難しいというのがお答えになります。ありがとうございます。

○皆川委員 分かりました。

○小澤会長 今の2点目ですが、森委員から提起していただいたバッファゾーンの考え方も関係してくると思えます。大型のソーラーのようなものが近くにばんと見えたときに景観上どうなのか、好ましいか、好ましくないかという判断があろうかと思えます。調整区域のほうに流れていきそうな機能を想定して、景観上バッファゾーンのようなもので制

御できないかを考えることは、これからの宿題のような気がします。最初のバッファゾーンの話と一緒にお考えいただけたらと思われました。

それでは、岡本委員からお願いいたします。

○岡本委員 この取組として、牽引していかなければいけない役割が札幌市にはあると思うので、前回のお話のときに見せていただいた道路縁の電信柱の設置は、地中化する方向で、なるべく早急に、市の姿勢として考え方を示すためにも実現していくことが必要ではないかと思っています。

もう一つは、まちづくり指針に関してですが、バージョンアップしていくようなものとして考えてもいいと思うのです。今は札幌市が所有している公園の中身と国が管理しなければいけないという話の川の部分が、所有者が明らかで、理解もしやすいので、お互いにそこで調整しましょうという話は分かります。よく分かるのですが、モエレ沼の周りを走っている細い道がありますね。福移沼端線などがぐるっと回って、環状になるように細い道が1本回り込んでいます。将来的にはここまでを範囲にするということでビジョンを描いて、細い道と川との内側に入っている地元の人に少しずつお話をしていってという段取りですね。

なぜそういうことを言うかという、これまでのロープウェイ入口周辺とかラベンダー通りも地元の人たちとの意見交換の中で少しずつ醸成して、いいよねという話で協力しましょうとなってきたと思うので、今回だけで終わりではなくて、成長する指針という考え方で、ちょっと長期に見ていくことも必要ではないかと思ったので発言しました。

以上です。

○小澤会長 ありがとうございます。

事務局、いかがでしょうか。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 我々も、エリアにしても、基準にしても、これが今回で終わりであるとは全くいじらないということは考えてなくて、地域の人たちと、範囲の拡大をしていくことも含めて浸透させていくための工夫は大事だと思っています。

スモールスタートと言うと聞こえがいいかもしれないのですが、今、景観的な位置づけも基準もないエリアに、まずは基準をつくって、それをスタートにして、ここから取組の開始だというつもりでやっていきたいと考えております。

それから、電柱の地中化のほうで市の姿勢を示すべきということですが、これもご指摘のとおりかと思えます。

市としては、無電柱化に関する方針を昨年3月に出しておきまして、防災に関することが優先順位が一番高いとされていて、その次の次に、景観形成の観点から必要などころは無電柱化をしていくという方針を出しています。これは、私どもの部ではなくて、道路部局のほうで出しています。

現状としては、どうしても災害対応が優先されて、環状通りの内側を優先的に進めざるを得ない、また、その進捗率はまだまだ100%には至っていないということで、市とし

ては、景観誘導のためのところに予算を割くのがなかなか難しいというのが所管の道路部局と協議した結果です。はい、そうですかというところにもならないので、我々もこのエリアみたいところはできる工夫はしていかなければいけないと考えておりますが、市のスタンスという形ではそのような現状になっております。

○岡本委員 道路関係部局の皆さんも、結局、機能とか景観というところで、防災を優先的に取組むのは分かりますけれども、市全体の魅力にも繋がる拠点の魅力アップも意識しないと道路が悪者扱いされたりするかもしれないので、もうちょっと包括的に見てほしいと思いました。

ありがとうございました。

○小澤会長 東原委員からはまだ本日ご発言いただけていないのですが、何かございましたら一言お願いしたいと思います。

○東原委員 特にありません。皆さんからのご指摘、ご意見を踏まえて、適切な修正が加えられるように私からも要望します。

以上です。

○小澤会長 これで予定されていた時間を使い切りましたが、多くのご意見をありがとうございました。本日ご意見のあった景観まちづくり指針の修正点につきましては、事務局と私のほうで調整させていただいて、その内容をもって事務局に手続を進めてもらうことにしたいと思います。

また、確定した内容については、各委員へ事務局から知らせて頂きたいと思います。

本日の私の印象としまして、今回の指針に限らず、どういうふうに誘導していくべきか、将来像のことも含めていろいろな力強いアドバイス、ご意見を頂けたと思っております。成長する指針という話もございましたが、今回の指針だけにとどまらず、景観がしっかり形成されていくような、もっと強い誘導ができないか、これから模索していきたいと思っておりますので、委員の皆様には引き続きご意見等をよろしくお願いいたします。

以上で本日の議事は全て終了しました。

最後に、冒頭に申し上げましたように、先週の第2回審議会で事務局より後日回答とされていた内容について、簡単にご説明いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 昨日、直前で申し訳ないのですが、メールをさせていただいた資料について簡単に説明させていただきます。

まず、札幌景観資産の指定についてですが、指定理由のところ赤字のところを付け足した点、公式ホームページのアドレスを載せてイメージを想起できるような写真を増やした点、その辺が変更点になっております。

考え方としましては、公園の貴重性とかランドスケープという観点も訴えていくべきではないかというところと、人が関与してこそその景観であるということで、せっかくですので、これを見た人が知らない人がいれば、ちょっと行ってみたいなということを想起させ

るような表現を意識してこのような修正を加えております。

一方で、イサム・ノグチ氏がここに着目した経緯や、ごみが埋め立てられていて環境配慮にも工夫をしているという点についてはご意見をいただいたのですが、その辺に关しましては、公式ホームページとかそちらのほうに詳しく載っておりますので、そちらを見ていただきたいと思います。今回は、資産の指定に関する景観的な表現に一旦収めさせていただきたいという思いで、このような形でまとめております。

二つ目は、ご意見をいただいております指定登録のフローになります。現状と指定登録のフローということで、先日、石塚委員にまとめていただいた文書を踏まえまして、まずは部会のほうで指定登録の妥当性について議論をし、景観審議会では、市長が主体となって、部会で議論した結果を踏まえて意見聴取を行うということで、ビフォー、アフターの形でフロー化させていただきましたので、今後、参考にしていただければと思います。

最後に、景観資源マップで、国指定重要文化財の位置がちょっと違うのではないかとご意見をいただいていた。北大の中にある重要文化財を示していたのですが、実際には、この拡大図の中ではなくて、もっと北の18条辺りにあるものがこの拡大図に示されておりましたので、敷地の中ではあるのですが、位置としては少し違うということで、北大の指定のマークを拡大図から削除いたしました。

かなり駆け足ですが、以上がご意見を踏まえて直させていただいたものになります。

もう1点、資料はないのですが、モエレ沼の来場者の属性について、市内外、国内外の情報がなくということ、所管部署に幾つか当たったのですが、残念ながら、そういうデータの取り方はしていないということでした。

以上になります。

○小澤会長 ありがとうございます。

本件は、直前になりましたが、昨日事務局よりメールで頂いた内容についてです。資料を3点補足していただきました。これにつきましては、皆様からご質問等がございましたら、事務局にメールでいただく形でもよろしいですか。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 大丈夫です。

○小澤会長 もし疑問点、ご質問がございましたら、事務局にメールでお願いしたいと思います。どうもありがとうございます。

それでは、時間が若干過ぎていきますので、事務局にお返ししたいと思います。よろしくお願いたします。

### 3. 閉 会

○事務局（地域計画課長） 本日も、長時間にわたるご審議を本当にありがとうございました。

先ほど、小澤会長からもありましたが、お時間の都合上、いただけなかったご意見につきましては、期間が短くて恐縮ですが、11月5日金曜日までに事務局までお送り

いただければ幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の審議会の内容につきましては、個人に関する情報など非公開情報を除き、会議の議題、出席者氏名、発言者等を記載しました議事録を作成し、メール等にて皆様にご確認をいただいた上で、ホームページにて公開いたします。

また、委員の皆様にもお送りさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

次回の審議会ですが、年明け以降、年度内にあと1回程度の開催を見込んでおります。日程調整の上、改めてご案内させていただきますが、今後の開催方法につきましては、新型コロナウイルスの感染状況を鑑み、柔軟に対応していく方針でございます。

委員の皆様におかれましては、これらに伴い何かとご協力いただくことになろうかと思いますが、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、令和3年度第3回札幌市景観審議会を終了いたします。

本日は、大変ありがとうございました。

以 上

## 令和3年度第3回札幌市景観審議会 出席者

### ○札幌市景観審議会委員（12名出席）

石塚 雅明	株式会社石塚計画デザイン事務所	顧問
岡本 浩一	北海学園大学工学部	教授
小澤 丈夫	北海道大学大学院工学研究院	教授
欠 政信	市民	
片山 めぐみ	札幌市立大学デザイン学部	講師
窪田 映子	株式会社KITABA	常務取締役
東原 幸生	札幌商工会議所 都市・交通委員会	副委員長 (交洋不動産株式会社 代表取締役社長)
松田 泰明	国立研究開発法人土木研究所 寒地土木研究所 地域景観チーム	上席研究員
皆川 智司	市民	
森 朋子	札幌市立大学デザイン学部	准教授
山本 明恵	NPO法人さっぽろ 住まいのプラットフォーム	理事長 (恵和建築設計事務所 代表)
渡部 純子	公益社団法人日本サインデザイン協会北海道地区	常任理事 (五十音順)

### ○札幌市（4名出席）

都市計画部長	田坂 隆
地域計画課長	上田 さおり
景観係長	青木 うみ
景観まちづくり担当係長	林 健司